

【地元企業の魅力発信サイト（しごと編）掲載基準】

1. 市内に事業所等を設置していること
2. 原則として、次の要件を満たすもの
 - ①法人格を有し、設立後1年以上経過していること
 - ②今後、地元（市内在住・在学の大学生、高校生等）の就業希望者に向け情報発信したい事業者
3. 次のいずれかに該当する業種又は事業者でないこと
 - ①公序良俗に反するおそれがある事業者
 - ②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業とされる業種及びこれに類する業種
 - ③貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業とされる業種
 - ④政治性または宗教性のある業種
 - ⑤暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及び特殊結社団体等又はそれらの関連事業者
 - ⑥民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続を開始している事業者
 - ⑦各種法令に違反している事業者または行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者

※上記基準のほか、サイト運営主体が適当でないと認める業種又は事業者について、掲載を差し止める場合があります。